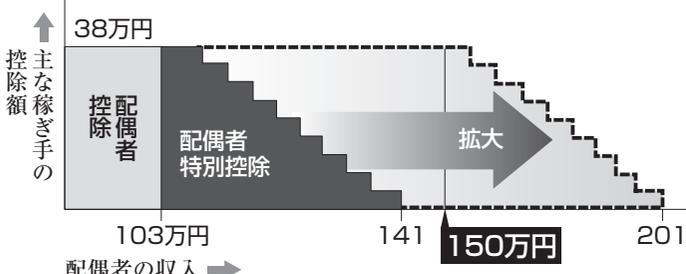


特集

2016年分所得税 確定申告の手引き

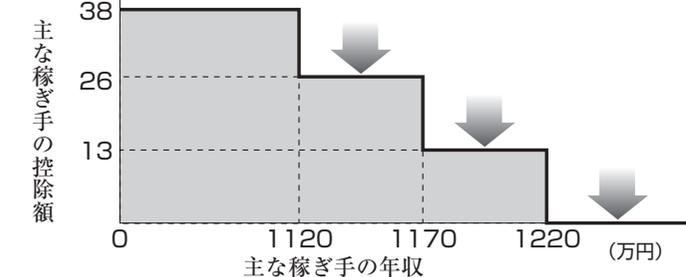
資料①

配偶者控除の適用拡大のイメージ



出所：毎日新聞ホームページ、2016年11月24日

配偶者控除の年収制限を超えた場合の控除額 (配偶者が年収150万円以下の場合)



出所：毎日新聞ホームページ、2016年12月1日

資料②

2017年度税制改正大綱のポイント

家計	女性活躍へ配偶者控除見直し	妻の年収上限を103万円から150万円に引き上げ。夫が高収入だと控除縮小
	ビール減税、発泡酒は増税	ビール系飲料の税額26年10月に統一
	積立型NISAを創設	中長期の株式投資促す
	エコカー減税を段階縮小	新車の9割から7割に2年かけ対象絞る
	タワーマンション節税を抑制	高層階の固定資産税を引き上げ。中層階は横ばい。低層階は引き下げ
企業	空港の入国時に免税店	日本帰国時に免税店で買い物
	事業再編を促進	一部事業の別会社化の税負担軽減
	研究開発減税の見直し	サービス開発も対象に
	中小の優遇、対象厳格に	政策減税「大企業並み所得」で除外
	中小の賃上げ減税拡大	賃上げ2%以上で、給与総額の増加分の22%を法人税額から差し引く
	訪日外国客の酒税免税	酒蔵やワイナリーで、地方活性化

出所：全国商工新聞、2017年1月16日

2017年度「税制改正大綱」 庶民増税と税務行政の強権化をねらう

税理士 佐飛 淳一

はじめに

安倍内閣は、12月22日に2017年度の税制改正大綱(以下「大綱」)を閣議決定した。「大綱」は安倍内閣の4年間について「雇用・所得環境は大きく改善」と自画自賛。しかし、「世界で一番企業が活躍しやすい国」をめざした「アベノミクス」が行き詰まり、貧困と格差の拡大をもたらしたことは明らかである。

「大綱」は「億総活躍社会」の実現へむけての取り組みとして、個人所得課税改革を上げている。また、「企業収益の拡大が雇用の増加や賃金の上昇につながる」として、大企業優遇税制を温存している。個人所得課税改革については、「今後数年かけて、基礎控除をはじめとする人的控除の見直し等の諸課題に取り組み」として、所得税増税の方向を示している。

さらに、納税環境の整備として、国税犯則取締法(以下「国犯法」)を国税通則法へ編入するとしている。このことで税務行政の強権化が懸念される。

配偶者控除の見直し

個人所得課税改革の第一 配偶者特別控除の見直し 一弾として配偶者控除・ をあげている。

配偶者控除の適用要件が年収103万円であるため、働く時間を調整する「就業調整」が行われる。いわゆる「103万

個人所得増税の方向性

「大綱」は、働き方の多様性を理由に、給与所得控除などの「所得の種類」に応じた控除と基礎控除などの「人的控除」

「大綱」は、「国犯法」の犯則調査手続きの見直しと国税通則法への編入を行うとしている。犯則調査手続きの見直しでは①刑事訴訟法の改正を受けての、パソコンのデータなどの電磁的記録の証拠収集手続きの整備、②関税法の「郵便物の取り込みによる、郵便物等の差押え、臨検等の夜間執行、臨検や差押えの立会人に都道府県職員を

税務行政の強権化

「大綱」は「国犯法」の犯則調査手続きの見直しと国税通則法への編入を行うとしている。2019年4月施行で、「国犯法」を国税通則法に編入する予定だ。しかし、この編入には大きな問題がある。①「国犯法」は犯則事件(脱税)を取り締る強制調査の法律である。国税通則法は行政処分のための手続き、任意調査の手続きに係る法律である。法の趣旨の異なるものを一体にするとは問題である。②実際の税務調査において、強制調査と任意調査との区別が曖昧になる可能性がある。任意調査であるにもかかわらず、強制調査の手法による納税者の権利を

平和的生存権のための税制へ

「大綱」は、庶民増税と税務行政の強権化をねらっている。企業収益の拡大が雇用の増加や賃金の上昇になる(いわゆる「トリクルダウン論」)として、大企業や大資産家優遇税制は温存している。憲法30条は、「国民は、法律の定めるところにより納税の義務を負う」として、租税法主義による「納税の義務」を定めている。この納税の義務は、一方的な納税の義務ではない。憲法のめざす平和的生存権の保障された社会づくりのため、納税の義務である。貧困や格差の拡大する中で、必要な税制は、経済的能力に応じた能力負担に基づく税制である。生活費非課税、勤労所得軽減税、所得に応じた累進課税。生活に課税し、低所得者ほど、負担割合の大きくなる逆進性の消費税は廃止すべきである。大企業や大資産家を優遇する税制も廃止すべきである。税金は平和的生存権の充実のために使われるべきである。憲法9条、25条(生存権)、26条(教育権)、27条(勤労権)の実現のために使われるべきと考えられる。そのような税制にしていく必要がある。

確定申告 個別相談会のご案内

期間 2月28日(火)～3月13日(月)
時間帯 相談者ごとに2時間 事前予約制です
①10時～ ②13時～ ③15時～

ご予約はお電話で協会(06-6568-7731)まで

※医業以外の所得(不動産、譲渡等)がある場合は、必ずお申し出ください。

会場 保険医会館3階会議室
会場 協会医業税理士団

※持参していただく資料等については電話予約時にお伝えします。

※マイナンバーの記載された書類等の取り扱いはできませんので、ご持参されないようお願い致します。